

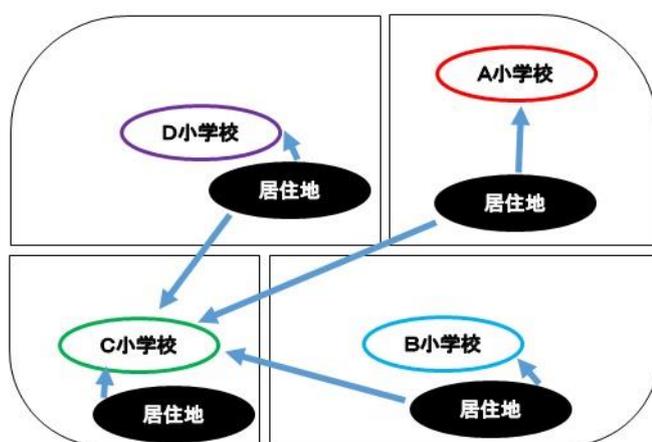
◎小規模特認校制度について

「小規模特認校制度」は、学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育の良さを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うものです。

このような環境での教育を保護者や児童生徒が希望する場合は、従来の通学区域は残したままで、学校選択制の一つとして町内のどこからでも就学を認めます。

特認校制とは・・・

- ・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの



※

仮に C 小学校が特認校の場合、従来の通学区域内の学校もしくは C 小学校に就学することができる。

ただし C 小学校の通学区域に住む児童は、C 小学校のみ就学することができる。

◎小規模校との違いについて

「小規模特認校」には、

- ・町内全域から就学することができる
- ・他校にはない、その学校だけの特色ある教育カリキュラムを実践できる

といった「小規模校」との違いがあります。

これまでは、子どもたちにとってより良い教育環境を充実させる方法として、統合という方法での学校の「適正規模」「適正配置」化を進めてきました。小規模特認校はこの「統合」とは異なる方法で教育環境の充実を図るものです。

【参考資料】小規模特認校のメリット・デメリット（例）

メリット	デメリット
<p>小さな集団で過ごすことで、人間関係が硬直化していたが、他の地域の児童生徒と接することで、表現力を向上させたり、人間関係を再構築するなど、学級や学校を活性化しやすい。</p>	<p>多くの希望者数は望めず、根本的に学校規模等の適正化を図ることは難しい。</p>
<p>小規模校であることで、学習指導や生活指導等においてきめ細かな指導を行うことができる。</p>	<p>クラス替えができない。</p>
<p>保護者や地域住民との連携により、地域の特性を活かした特色ある教育活動を行うことができる。</p>	<p>通学区域が広範囲になるため、児童生徒の通学の負担が発生する。</p>
<p>選択を認めることで、保護者や児童生徒の希望に沿うことができる。</p>	<p>校区外から通学している子どもにとっては、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になりやすい。</p>

※大阪府八尾市 八尾市立小中学校適正規模等審議会資料より抜粋